



2025年5月21日

各 位

会社名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏
(コード番号 9006 東証プライム市場)
問合せ先 新しい価値共創室 (広報担当)
(TEL: 045-225-9350)

取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 等に対する
株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月12日付「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2025年6月27日開催予定の第104期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、取締役 (社外取締役を除く。) および執行役員を対象とした株式報酬制度 (以下、「本制度」という。) を一部改定のうえ継続することについて、同株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本制度の変更は、同株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の議案が承認されることを条件としております。

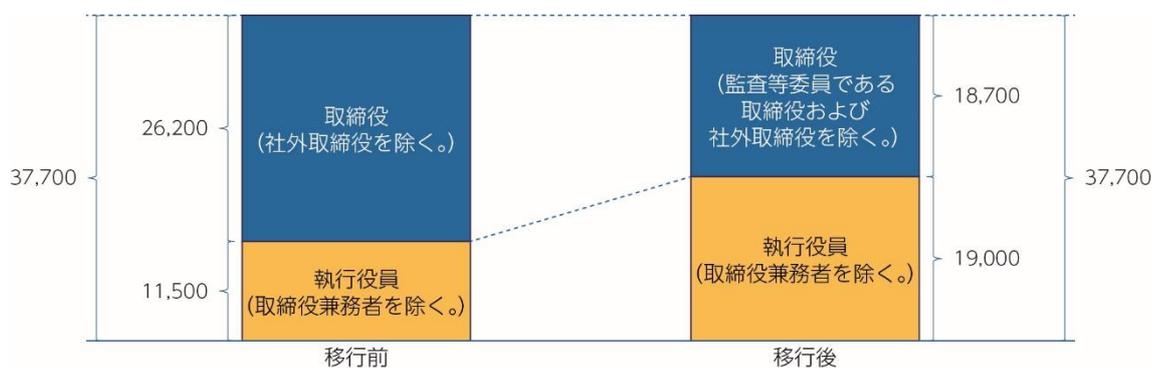
記

1. 現行制度からの変更点

- (1) 対象者について、「取締役 (社外取締役を除く。) および執行役員」から、「取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員 (以下、「取締役等」という。)」へ変更いたします。
- (2) 取締役等の構成の変更に伴い、1事業年度あたりの執行役員 (取締役兼務者を除く。) の上限給付ポイント数 (1ポイントあたり当社普通株式1株に換算。) を現行の11,500ポイントから19,000ポイントへ引き上げます。

なお、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) の上限給付ポイント数を26,200ポイントから18,700ポイントに引き下げるため、現行の1事業年度あたりの合計上限給付ポイント数である37,700ポイントに変更はございません。

(本制度の変更イメージ)



(注) 記載の数字は、1事業年度あたりの上限給付ポイント数

2. 本制度改正に係るその他の事項

その他、当社株式等の給付の時期等、本制度における内容に変更はありません。現行の本制度内容については、2020年5月12日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上